

第 5 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成28年5月18日(水)午後3時30分

場 所 津市久居庁舎 3階 3A会議室

出席部会委員

たぐち	よしのり	むくした	たもつ	みやもと	まさはる	もりやま	たかゆき
6 田口	慶則・	7 椋下	保・	14 宮本	政春・	15 守山	孝之
なかに	ひでや	にしもり	よしのり	ゆうき	しんぞう	もろと	よしあき
16 中谷	秀也・	17 西森	偉統・	18 結城	晋三・	20 諸戸	善昭
かたおか	まさいく	なかの	こ				
23 片岡	真郁・	22 中野	たつ子				

以上 9 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：藤巻担当副主幹

白山：前田担当副主幹　美杉：前山主査

議事録署名者 7 ^{むくした} 棕下 ^{たもつ} 保・18 ^{ゆうき} 結城 ^{しんぞう} 晉三

事 項

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6規定による届出について（所有権移転）
報告第4号	時効取得による所有権の移転について

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について （農業委員会許可・所有権移転）

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 7 号 買受適格証明願（公売）について

議案第 8 号 非農地証明願について

議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第5回第2農地部会を開会いたします。 議事録署名者を私の方から指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。7番 棕下委員、18番 結城委員、よろしくお願いいたします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしました通りでございますのでよろしくお願いいたします。 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第4号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。
事 務 局	1ページ・2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から13で、2ページになりますが、合計件数は13件、合計面積は20,125㎡、このうち田が19,071㎡、畑が1,054㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。続きまして3ページから9ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から16で、9ページになりますが、合計で件数は16件、面積は45,126.99㎡、その内訳は田が30,425.28㎡、畑が14,701.71㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 10ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、一般個人住宅用地、番号2、長屋住宅用地、番号3、共同住宅用地、番号4、住宅用地。 以上件数は4件 合計面積は1,044.79㎡、このうち畑が806.79㎡、その他、これは台帳地目が宅地となっている農地ですが、238㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第4号 時効取得による所有権の移転について でございます。 番号1、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は204㎡、取得年月日は昭和25年3月23日でございます。 番号2、権利者 _____、申請地の地目は畑、面積は204㎡、取得年月日は昭和25年3月23日でございます。 この2件につきまして、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の農地として維持管理しており、取得時効が完成しております。 以上件数は2件で、合計面積は、畑で408㎡です。報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。
それでは次に議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積174,698㎡、渡人 _____、面積5,443㎡ 申請地木造町四ツ殿 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積404㎡外9筆 合計面積9,334㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗葉、受人 _____、面積5,251㎡、渡人 _____、面積5,607.75㎡ 申請地 稲葉町藤倉 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,776㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、面積20,741.61㎡、渡人 _____、面積1,711㎡ 申請地 庄田町貝下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,302㎡外1筆、合計面積1,711㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高岡、受人 _____代表取締役 _____、面積14,751㎡、渡人 _____、面積15,336.13㎡ 申請地 一志町高野小牧 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,058㎡。

これにつきましては、耕作の利便性向上のため、申請地を次に出てきます番号5の農地と相互に交換するものです。

番号5、栗葉と高野になります。受人 _____、面積15,336.13㎡、渡人 _____代表取締役 _____面積14,751㎡ 申請地 庄田町中川原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積534㎡外3筆で13ページになりますが、合計面積3,097㎡。

これにつきましては、耕作の利便性向上のため、申請地を番号4の農地と相互に交換されるということです。

申し訳ありませんが、13ページで2か所の訂正がありますのでよろしくお願いします。

まず、番号7で、申請地の地目ですが、現況地目が宅地になっておりますが、正しくは畑に訂正していただきますようお願いします。

次に、番号8の一番右側で、事由の欄ですが、渡人の事由が「低生産地」となっておりますが、これを「遠方のため耕作困難」という形で訂正いただきますようお願いします。

それでは、番号6です。地区 八ッ山、受人 _____、面積10,612.68㎡、渡人 _____、面積1,578㎡ 申請地 白山町山田野小山田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,578㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 八知、受人 _____、渡人 _____、面積234㎡ 申請地 美杉町八知岩屋口_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積234㎡。

これにつきましては、受人は、空き家に入居し、離農する渡人から、家庭菜園として申請地を譲り受けるものです。

番号8、地区 下之川、受人 _____、面積1,588㎡、渡人 _____、面積2,919.34㎡ 申請地 美杉町下之川大作_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積835㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が困難な渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、受人の許可後の耕作面積は、貸付地を解約して自作地とすることから、6,720㎡となります。

以上、件数は8件で、合計面積は20,623㎡、このうち田が16,067㎡、畑が4,556㎡、でございます。

いずれの案件も全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番お願いします。

田口委員 6番 田口です。事務局の説明通りでございます。場所は_____のすぐ東です、_____を渡ってすぐです。問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、3番お願いします。

棕下委員 7番 棕下です。2番につきまして、12日に農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は、2番の上稲葉から約300mくらい南へ向かいます。

申請人の_____さんは、今後農業を意欲的にされることと思いますので事務局の説明通り何ら問題は無いと思います。

3番につきまして、_____様と_____様でございますが、これにつきまして12日に、農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は庄田町でございます。_____を約200mから300mぐらいのところです。事務局の説明通りで何ら問題は無いと思います、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。4番、5番お願いします。

片岡委員 23番 片岡です。4番、5番は12日に農業委員、地元推進委員さんとの立ち会で、現地確認を行いました。

お互いに近い方を交換されたようでして、_____さんは、自分の土地に隣接するということですのでまったく問題がないので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。6番お願いします。

西森委員	17番 西森です。6番につきましては、地図を利用した資料16です。12日に農業委員、地元推進委員さんと現地確認を行いました。 _____がありまして、_____の方を向いていく通りなんですけれども、この大きな通りの真横で景観も非常にいい場所で、荒れるようなことになっていくのではないかと心配もあったのですが、今現在は、田植えがきっちりしてありまして手入れの方もきちんと出来ているようなそういう状況でございました。 問題ないと判断させていただきました。事務局の説明通りですのでよろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。7番、8番よろしくお願いします。
結城委員	18番 結城です。7番と8番、八知について説明させていただきます。 7番は津市空き家バンクを利用し、農地を取得して耕作をしたいということでございます。また、地元推進委員さんの意見も合致しております。 8番は下之川、地元推進委員さんと立会いの元、渡し人は転居し、良い耕作ができない為、受人に耕作を教えようと、それで現在に至っているということで、_____さんが継ぐということで合意したということでございます。以上です。
議 長	ありがとうございます。ただいま地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
守山委員	15番 守山です。ちょっとよろしいでしょうか。8番の下之川の件で聞きたいんですが。この_____さんっていう方が住所が名古屋になってるんですが。
結城委員	名古屋に住所があって、津市在住ではありません。けれども_____さんってご存知ありませんか。その人の息子さんが名古屋にある企業に就職してみえて、もう定年になっているようです。
守山委員	すると耕作はできるんですね。
結城委員	できます。
守山委員	昔は1時間以内とか10kmとか限られてましたけど。
結城委員	1週間に1度は通ってみえます。それで耕作してる。
守山委員	はい、ありがとう。わかりました。
議 長	他に皆さんから何か。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただき

ました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）を議題といたします。

 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案書14ページになります。

 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）でございます。

 番号1、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積829㎡外1筆、合計面積1,486㎡です。

 これにつきましては、平成28年1月25日に、転用目的を植林で許可した案件ですが、獣害が予想されることから、転用目的を資材置場に変更して再度申請したいとのことで、許可の取消願いが提出されております。

 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員 18番 結城です。1番 下多気について、説明させていただきます。

 この案件は先月でしたか、植林するということで出てきました。

 しかし、獣害対策で、網張ったりするのが相当費用が必要ということで、やむを得ず申請を変更ということでした。第3号議案の6番でも同様です。そういうことで利用計画の変更が生じた為に取り下げしたいということです。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたがみなさん方にご意見お伺いしたいと思います。よろしいですか。」

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

 続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。

 事務局の説明をお願いします。

事務局

15ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町中川原_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積198㎡です。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。隣接一体利用地を含めたパネル設置面積は、91.26㎡、不整形地でありますことから、土地の利用率といたしましては全体面積の25.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町貝下_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積327㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地及び農業用倉庫用地とするものです。

なお、申請地は申請人が取得する以前から宅地となっており、その経過書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町貝下_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積231㎡ 外2筆、合計面積871㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地、農業用倉庫用地及び山林とするものです。

なお、申請地は平成12年以前からこの目的で既に利用されておまして、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 八ッ山、申請者 _____、申請地 白山町山田野田中名_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,021.95㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、419.02㎡、転用面積の41%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 八知、申請者 _____、申請地 美杉町八知山ヶ広_____
台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,097㎡。

これにつきましては、平成元年に申請地に植林されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆_____
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積829㎡ 外1筆、合計面積1,486㎡。

これにつきましては、先ほどの議案第2号で許可の取消をした案件で、転用の目的を資材置場用地とするものですが、本年4月から既にこの目的で利用されており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は6件で、合計面積は5,000.95㎡、このうち田が3,604.95㎡、畑が1,396㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長	事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1 番から 3 番お願いします。
棕下委員	7 番 棕下です。1 番の_____さんの畑でございますが、これにつきましては場所は庄田町中川原地区のところでございます。地図は資料の 1 0 番でございます。 これは、1 2 日に農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。事務局の説明通り問題はないと考えます。 2 番の_____さんは、これにつきまして農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は 3 条申請のところでございますので_____の 2 0 0 から 3 0 0 m くらいのところでございます。 これも事務局の説明の通り問題ないと思っております。 それから 3 番目の_____さん。これも同じところでございますもので、事務局説明の通り何ら問題は無いと考えます。以上でございます。
議 長	ありがとうございます。4 番お願いします。
西森委員	1 7 番 西森です。1 2 日に千㎡を超えているということで、会長以下、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は資料の 1 3 番です。 _____の中間くらいの所です。集落に囲まれ、耕作しにくいような場所です。 地元推進委員さんの話では 3 年ほど前までは担い手さんが耕作していたようですが、その担い手さんも機械の大型化とかいうことで耕作が難しくなり、3 年ほど手をつけていないというような状況でございました。 太陽光発電ということで、周りの影響がないということも業者さんから確認を取れたということですので、事務局の説明とおり問題ありません。
議 長	ありがとうございます。5 番、6 番お願いします。
結城委員	1 8 番 結城です。5 番 八知について説明いたします。1 2 日に会長、部会長、地元推進委員、事務局と現地確認を行いました。申請地の周辺は、もう山林ばかりで農地に戻すということは不可能です。 申請人のお父さんが年齢的にももう耕作ができないということで現在に至ったということです。よろしくお願いします。 それから 6 番 下多気につきましては、議案第 2 号で報告済みの案件でございます。申請地は山間地域の農地で農産物の管理はたいへん難しく、獣害も酷く収穫の可能性が無いということで推進委員さんとも意見は合致しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございます。ただいま地元委員さんから説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 3 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 申請地 新家町西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 647㎡外1筆 合計面積1,149㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、366.6㎡、土地が不整形地で法面が多く、また管理用の駐車スペースを確保したいことから、設置率は転用面積の31.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 新家町岸林山 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積65㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、庭用地とするものですが、平成10年ごろから、この目的で使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町下鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積698㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は464.94㎡、転用面積の66.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町北出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,049㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は531.36㎡、日影部分を避けて設置するため、転用面積の25.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 波瀬、受人 _____ 代表者 _____、渡人 _____ 申請地一志町波瀬猪ノ谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積211㎡外2筆 合計面積2,260㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、地域で利用する憩い広場及び駐車場用地とするものです。

なお、平成23年ごろ、申請地の一部に植樹がされており、所有者から始末書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 竹原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原宮ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積72㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、仕事で利用するための駐車場とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 奥津、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町奥津羽根田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積72.72㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、物置及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 上多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町上多気土井沖 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積776㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建設用の資材置場用地とするものですが、平成7年ごろから受人はこの目的で申請地を利用しており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下多気、受人 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気六田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積115㎡外2筆 合計面積1,119㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は531.36㎡、転用面積の47.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は、9件、合計面積は8,260.72㎡、この内訳は、田が4,900㎡、畑が3,360.72㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、2番お願いします。

田口委員

6番 田口です。12日に、会長、部会長、農業委員、地元推進委員1名で現地確認を行いました。場所は _____ に沿ってそこからちょっと北の方へ200mくらい来たところです。昔ここで _____ をしていたような空き地で、畑ですのでよろしくお願いします。

2番は、 _____ から北へ300mくらい行ったところ _____ の中ほどうす。太陽光発電をすることです。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。3番、4番お願いします。

棕下委員

7番棕下です。3番につきまして、 _____ さんでございます。この件に関しまして12日に農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。場所は _____ の東です。

これは4月の部会で承認をいただいております物件の作業用道路として利用していた場所でございます。事務局の説明通り何ら問題はないと思います。

それから4番の _____ さんの件でございますが、これにつきましては12日の午後に、会長、部会長、地元推進委員、事務局とで確認をさせていただきました。場所は稲葉町北出地内でございます。事務局の説明通りで何ら問題は

無いと考えます。どうぞよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。5番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。5番、波瀬地区、申請者の地主さんは波瀬出身の方で現在は、愛知県にお住まいのようですが、かなり荒れている土地です。この該当の土地のもう少し左下に山があります。ここが_____という山で遺跡になってまして、この辺を_____の地区の方が結構整備をしまして、以前から活用してみえるようでございます。土地を取得するということでございました。地元推進委員さんは何も問題ないとのことでございました。

議 長 ありがとうございます。6番お願いします。

結城委員 18番 結城です。6番、7番、8番、9番と続けて説明させていただきます。まず6番 竹原につきましては駐車場のスペースが必要になり申請をしました。

申請理由は、_____さんという方は林業で4tトラックをもって材木を運ぶもので、白山に住んでいるのだけれども竹原で空き家を購入して、畑を購入し駐車場にしたいということで申請されました。

7番 奥津は、住居の隣接地を買い受けて作業場を建てるということでございます。

それから8番、これは建設用資材の置場、これは平成7年から現在に至っているということで始末書の提出もあるということで、地元推進委員さんも了解しております。

それから9番 下多気については、これは千㎡以上ありますので、会長、部会長、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。土地の有効利用等を図り太陽光発電パネルを設置して再生エネルギーの生産ということで隣地の許可もありますので、よろしくお願いしますと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員から説明ございましたが皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします

事務局 それでは17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,087㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、487.08㎡で、転用面積の44.8%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

棕下委員 7番 棕下です。この件も太陽光です。面積は1,087㎡で、会長、部会長、地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。場所は資料の45番でございますが、これも庄田町中川原の地内の西のところでございます。事務局の説明通りで何ら問題は無いと思います。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは意見が無いようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、貸人 _____、申請地 戸木町沓碓_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積231㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、157.44㎡で、転用面積の68.2%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 小山、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町小

山松葉小辺____、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、借人____、貸人____、申請地 白山町二本木沖広____、台帳地目・現況地目とも畑、面積525㎡。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、326㎡で、転用面積の62.1%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は畑で1,255㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番 田口です。12日に現地確認しました。農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認を行いました。事務局の説明通りでございます。場所は久居の青葉台という団地のちょうど北の端です。____の南で、公園のすぐ北側です。別に何ら問題は無いと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。2番お願いします。

宮本委員 14番 宮本です。この該当の土地は____さんの娘さんが住宅を建てるといことで転用されるようでございます。昔から傍に牛舎があった場所ですと畑というか荒地というか、そんな感じになっております。地元の委員さん3名にご出席いただいて、何も問題ないということでしたのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。3番お願いします。

中谷委員 16番 中谷です。12日に農業委員、地元推進委員、事務局で確認をさせていただきました。場所は____から東の方へ約400mほど行ったところでは。____さんは息子さんでしてお父さんの家と息子さんの家と2軒並んでいるところです。作物を作るにも不便なところでして、太陽光発電用地としていただければ有効利用できるかと思われますので何ら問題は無いかと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは意見なしとして、お諮りをいたします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、議案第 7 号、買受適格証明願（公売）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは 19 ページをお願いします。 議案第 7 号 買受適格証明願（公売）についてでございます。 これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う公売に参加するための買受適格証明でございます。 公売の対象農地は、久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 004 m²です。 番号 1 につきましては、願出人 _____取締役 _____、 番号 2 につきましては、願出人 _____、 番号 3 につきましては、願出人 _____、 落札した場合の土地利用はいずれも太陽光発電施設用地となっております。 なお、パネルの設置面積は、いずれも、転用面積の概ね 40 % 余りとなっております。また、農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 いずれの案件も、第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1 番、2 番、3 番、お願いします。
田口委員	6 番 田口です。1 番、2 番、3 番、これは事務局の説明通りでございます。場所は_____があります。_____そのすぐ北側の田です。別に何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	それで、3 つともよろしいですか。はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見なしとして、お諮りをいたします。ただいま審議をいただきました第 7 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 7 号については証明することに決定したいと思います。 続きまして、議案第 8 号、非農地証明願についてを議題といたします。事務

局の説明をお願いします

事務局

それでは20ページをお願いします。

議案第8号 非農地証明願について でございます。

番号1、地区八知、願出者 _____、申請地 美杉町八知石屋口 _____、
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積621㎡です。

これにつきましては、建物の全部事項証明書により、昭和33年に居宅が建築され、その後増築などがされていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会 非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地では無い旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

結城委員

18番 結城です。1番 八知について説明いたします。建築主は不明であるんですが、主である建物は昭和33年頃に新築された。後、昭和45年にまた増築され、いろいろ建てておられる方でございます。付属建物1号が昭和51年に新築されて現在建っているということです。

推進委員さんも了解しておりますのでよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第8号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号については証明することに決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄でご説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で12,736㎡、畑の賃貸借、で3,725㎡、契約件数は8件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16,511㎡、畑の使

用貸借で419㎡、契約件数は19件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で20,372㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で548㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転で50,167㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で4,144㎡、合計契約件数は36件、合計面積は54,311㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区3件、一志地区4件、白山地区3件で合計10件、合計面積は28,959㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見なしとしてお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第9号についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第9号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で全て本部会に付議されました議案の全ては審議をいただきました。ありがとうございます。

午後4時33分

上記は、第5回第2農地部会の議事を録したものである。

平成28年5月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____